

高知市告示第 135 号

高知広域都市計画下水道の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年7月25日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 都市計画の種類

高知広域都市計画下水道（高知市決定）

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

高知市福井扇町の一部

追加する部分

高知市中久万字鐘突堂，字七月田，字西前田及び棧橋通六丁目の各一部

3 縦覧場所

高知市本町五丁目1番45号 高知市役所都市建設部都市計画課